

ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様と有限会社ディーグラフ（以下「弊社」といいます）が本契約と共にお客様に提供する「日本の空港」デジタル版をご使用いただくにあたっての条件を定めるものです。お客様は本契約の内容を充分にお読みいただいた上で、本契約に定める条件に従って本製品をご使用いただくことにご同意いただくものとします。

第1条（定義）

「本製品」とは、本契約に基づき提供されるソフトウェア製品「日本の空港」デジタル版を指します。

「使用」とは本製品をコンピュータのハードウェアに搭載し、または CPU で実行することを指します。

第2条（著作権）

本製品および関連するドキュメントに関する所有権、知的財産権、その他の一切の権利は弊社に帰属し、日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。

第3条（使用許諾の内容）

弊社はお客様に対し、お客様が本製品を下記の態様で非独占的に使用することのみを許諾するものとし、お客様は本製品について、所有権、著作権その他の財産権を取得しないものとします。

1. お客様は本製品を、お客様が所有する1台のコンピュータ・システムでのみ実行することができるものとします。
2. お客様は、本製品を全部または一部であるかを問わず、複製物を作成することはできないものとします。
3. お客様は、本製品の逆アセンブル、逆コンパイル等による解析及び本製品の改変及び分割を行うことはできないものとします。
4. お客様は、本製品の全部または一部について、その名目の如何を問わず、第三者に譲渡、賃貸その他その所有もしくは占有を移転する行為をし、もしくは第三者に使用させてはならないものとします。また、お客様はこの契約上の地位を第三者に譲渡することはできないものとします。

第4条（損害賠償）

お客様が前条に違反し、その他お客様の責に帰すべき事由により弊社の著作権を侵害し、弊社に損害を与えたときは、弊社に対して損害を賠償しなければならないものとします。

第5条（有効期間及び終了）

本契約の有効期間は、お客様が本契約に同意した時点から、本製品の使用を中止する迄とします。お客様が本契約の条項に違反した場合には、本契約は直ちに終了し、本契約第3条に規定する許諾も終了するものとします。本契約の終了後、お客様はすみやかに本製品を破棄し、お客様のハードウェアに保存されている本製品も破棄しなければならないものとします。弊社は、お客様が本製品の破棄を怠った場合は、お客様に対して当該本製品代金相当の負担を求めることができるものとします。

第6条（免責）

1. 弊社は、お客様が本製品を使用することによって、お客様ないし第三者が損害を受けたあらゆる場合において、その理由の如何を問わず賠償の責めを負わないものとします。
2. 前条に伴って、本製品の全部または一部が利用不可能となることにより、お客様ないし第三者が被った損害等についても、弊社は一切の責めを負わないものとします。
3. 弊社は、本製品の内容を、お客様に予告なく変更することができるものとします。

第7条（その他）

本契約は日本国法を準拠法とします。本製品または本契約に関する訴訟については、弊社の本店所在地を管轄する地方裁判所及び簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とするものとします。